

相談支援専門員に係る研修について

令和7年6月20日（木） 宮城県保健福祉部障害福祉課

○相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。」

相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

現任研修について

【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

（注）旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

【参考】受講時期（令和7年度に初任者研修を修了した場合）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18
研修	初任	現任（1回目） ※期間内に一度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				